

E U指令第6条(1)(3)に基づく処理の最低限の技術的要件【附則】

1. 処理前のE L Vの保管施設(仮置きを含む)

漏出物回収設備、デカンター、洗剤・脱脂剤を備えた適当な面積の不浸透性面
雨水を含む処理水を健康/環境規制に適合させる水処理設備

2. 解体処理施設

漏出物回収設備、デカンター、洗剤・脱脂剤を備えた適当な面積の不浸透性面
オイルで汚れた部品の不浸透性保管場所
バッテリー、フィルター、P C B / P C T含有コンデンサの保管容器
燃料、モーターオイル、トランスミッションオイル、ギアボックスオイル、油圧オイル、冷
却液、凍結防止剤、ブレーキフルード、冷媒及びE L Vに含まれるその他の液体を分離保管
するための保管タンク
雨水を含む処理水を健康/環境規制に適合させる水処理設備
火災/過剰保管の防止を含む適当な廃タイヤの保管場所

3. 使用済自動車無害化处理

バッテリー、液化ガス用タンクの取り外し
爆発のおそれのある部品の取り外し又は無害化(例えばエアバッグ)
燃料、モーターオイル、トランスミッションオイル、ギアボックスオイル、油圧オイル、冷
却液、凍結防止剤、ブレーキフルード、冷媒及びE L Vに含まれるその他の液体の除去、分
離回収、保管
水銀を含有していると識別される全ての部品を、実施可能な限り除去

4. 再利用の促進のための処理

触媒の取り外し
銅、アルミニウム、マグネシウムを含む金属部品の取り外し(破碎工程でこれらの物質が分
離できない場合)
タイヤ、大型プラスチック構成部品(バンパー、ダッシュボード等)の材料として有効利用
できるよう取り外し(破碎工程で分離できない場合)
ガラスの取り外し

5. 分離作業は、液含有部品や回収可能部品、スペアパーツへの損傷を防止するよう行う